

消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法 及び価格の表示の方法に関する基準^{注2)}

一般社団法人日本産業・医療ガス協会（以下「当協会」という。）は、消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）（平成25年法律第41号）第12条に基づき、平成26年4月1日及び平成31年10月1日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今次の消費税率の引き上げ」という。）に際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、当協会の会員（以下「会員」という。）のとるべき転嫁の方法及び価格の表示方法等を以下のとおり定める。^{注3)}

第1 転嫁の方法

会員は、今次の消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため、以下の転嫁の方法をとらなければならない。

- ① 会員は、自己の供給する商品又は役務の取引に際して各自が自主的に決定する消費税を含まない価格（以下「本体価格」という。）に消費税額分を上乗せして販売又は提供すること。
- ② 会員は、本体価格に消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる1円未満の端数を四捨五入の方法で処理すること。^{注4)} 但し、会員が取引先との間で端数処理の方法について合意した場合には、当該合意した方法に従う。

^{注5)}

第2 価格の表示

会員は、今次の消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため、自己の供給する商品又は役務の価格（以下「価格」という。）の表示に関して以下の措置をとらなければならない。^{注6)}

- ① 会員は、価格を本体価格で表示する場合には、併せて税込価格も表示すること。また、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないようにする措置を講ずること。
- ② 会員は、価格を税込価格で表示（総額表示）する場合には、併せて本体価格及び消費税の額を表示すること。

第3 遵守事項

会員は、今次の消費税率の引き上げに際して、自己の供給する商品又は役務の取引について、以下の表示をしてはならない。^{注7)}

- ① 取引の相手方に、「消費税は転嫁しません。」及び「消費税は当社が負担します。」等、消費税を転嫁していない旨の表示。^{注8)}
- ② 取引の相手方に、「消費税相当分値引きします。」及び「消費税率上昇分値引きします。」等、相手方が負担すべき消費税相当額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示（消費税との関連を明示しているものに限る。）。)
- ③ 前各号に定める他、「消費税相当分のポイントを付与します。」等、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示（法8条3号に基づく内閣府令で定めるものに限る。）。^{注9)}

第4 本基準の有効期限

本基準の有効期限は、協会が本基準による定めをなしたことを法第12条に基づいて公正取引委員会に届出をしてから平成33年3月31日までとし、かつ、平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に会員が取引先に供給する商品又は役務の取引に関してのみ効力を有する。^{注10)}

第5 補則

本基準は、産業・医療ガスの取引分野における競争を実質的に制限するものではなく、会員は如何なる理由を以てしても不公正な取引方法に該当する行為を行ってはならない。

附則

この基準の一部改正は、平成27年6月17日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この基準の一部改正は、平成29年6月14日に施行し、平成28年11月28日から適用する。

以上

(別紙) 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法
及び価格の表示の方法に関する基準」の解説

- 注1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法は、国等の講ずる措置に関する14条(平成25年6月15日施行)以外、平成25年10月1日から施行されること。また、10月1日に政府として正式に消費税増税を決定したことを受けて、この基準の制定日を10月2日にした。
- 注2) 一応、「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための転嫁の方法及び価格の表示の方法に関する基準」と名付けたが、名称の如何は問題ではない。
- 注3) 実態はカルテル=企業協約であるが、形式は、会員各企業が各個別に合意した協定である必要はなく、JIMGAの自主規制ルールとして理事会或いは総会等しかるべき機関で決定することができる。
- 注4) 1円未満の端数処理の方法については、とりあえず四捨五入としたが、これにこだわらない。
- 注5) 1円未満の端数処理の方法について個別の取引先と四捨五入以外の方法(端数の切り上げ又は切捨てによる方法)を合意した場合には、その合意した方法によることによる。
- <例>**入札仕様書等で支払条件の記述で、消費税の端数処理について1円未満の端数は切り捨てる等具体的記述がある場合。
- 注6) 第2項の表示方法については、①又は②の何れか一つに絞って決めてもよい。
- 注7) 第3項の定めは、法12条により事業者団体に許容されている転嫁カルテル及び表示カルテルとは異なり、法8条により各事業者に禁止されている転嫁阻害表示を注意的に記載したものである。
- 注8) 第3項の①は、取引の相手方に、「消費税は転嫁しません。」及び「消費税は当社が負担します。」等、消費税を転嫁していない旨の表示。
- ②は、取引の相手方に、「消費税相当分値引きします。」及び「消費税率上昇分値引きします。」等、相手方が負担すべき消費税相当額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示(消費税との関連を明示しているものに限る。)
- ③は、前各号に定める他、「消費税相当分のポイントを付与します。」等、消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示(法8条3号に基づく内閣府令で定めるものに限る。)
- 注9) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を与える旨の表示を定める内閣府令は、平成25年9月を目途に制定される。(平成25年9月10日内閣府令第59号が平成25年10月1日施行。)
- 注10) 公取委への届出を効力発生要件とするもの。
- なお、特別措置法の有効期限は、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。平成27年3月31日公布、平成27年4月1日施行)により平成29年3月31日から平成30年9月30日に延長されたが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第85号。平成28年11月28日公布、施行)により、更に平成33年3月31日に延長された。

以上